# 株 主 各 位

東京都港区港南二丁目16番2号株式会社日本アクア 代表取締役社長中村文降

# 第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面による議決権の行使をご選択いただき株主総会当日のご来場を見合わせいただきますようお願い申し上げます。株主総会招集ご通知29頁から36頁の「株主総会参考書類」を参照いただき、同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月24日(木曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **1. 日 時** 2022年3月25日 (金曜日) 午前10時 受付開始午前9時
- 3. 目的事項

**報告事項** 第18期 (2021年1月1日から2021年12月31日まで) 事業報告及び計算書 類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役6名選任の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレスhttps://www.n-aqua.jp)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した計算書類の一部であります。なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレスhttps://www.n-aqua.jp)に掲載させていただきます。

<新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお知らせ>

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止を最優先とした株主総会の開催としたいと存じます。本株主総会当日につきましては、感染リスク低減のため、議事時間の短縮、座席間隔の拡大、検温やマスク着用、アルコール消毒などを実施する予定です。座席も30席程度となる見込みであり、ご来場いただきましても、ご入場いただけない可能性がありますことをあらかじめご了承ください。

#### (添付書類)

# 事業報告

(2021年1月1日から) (2021年12月31日まで)

#### 1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、引き続き新型コロナウイルス感染症が大きな影響を及ぼしました。感染対策の徹底及びワクチン接種が促進されるなか、各種政策の効果や海外経済の改善もあり、景気は持ち直しの動きが見られました。しかし、変異ウイルスなどの感染症は依然として収束しておらず、景気の先行きは予断を許さない状況が続いております。

このような環境の中、当社は断熱材技術の革新とリサイクル技術により住まいの省エネルギー化を促進、住宅・建築物の「脱炭素」の課題に取り組む基本方針の下、高気密・高断熱性能を有する「アクアフォーム」の商品力と全国施工ネットワークを有する強みを活用し、各部門において積極的な受注活動を展開してまいりました。この結果、当事業年度の当社の業績につきましては、売上高は、23,903百万円と前期比で9.3%の増収となりました。一方、売上原価はウレタン原料市況の上昇により19,163百万円と前期比で15.7%増加しました。この結果、営業利益は、1,412百万円と前期比で25.5%の減益となり、経常利益は1,429百万円と前期比で25.2%の減益、当期純利益につきましては953百万円と前期比で29.0%の減益となりました。

当社は利益改善の取り組みとして、主力の戸建部門に原料使用量を約30%削減する新開発「アクアフォームLITE」を当事業年度の6月より投入、ウレタン原料市況が高止まりする中において丁事利益の改善を図りました。

品目別の業績は次のとおりであります。

① 戸建住宅向け断熱材

戸建住宅市場において、新設住宅着工は持ち直しの動きがみられ、脱炭素社会に向けて住宅の省エネ適合義務化への議論がされる中、高気密・高断熱の住宅に不可欠な断熱材「アクアフォーム」に対する需要は増加しており、戸建部門の売上高は13,185百万円と前期比で5.9%の増収となりました。

② 建築物向け断熱材

建築物市場においては、断熱・耐火工事・防水等の多工事化の取組みにより、建築物部門の売上高は、5.499百万円と前期比で13.4%の増収となりました。

③ 商品販売

原料販売・機械等の売上高は5.217百万円と前期比で14.0%の増収となりました。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は355百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

① 有形固定資産

建物 235百万円 機械及び装置等 92百万円

② 無形固定資産

ソフトウエア 27百万円

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等該当事項はありません。

#### (5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の防止策、ワクチン接種が促進される中、海外経済の改善もあり、景気は持ち直していくことが期待されています。ただし、国内外の新型コロナウイルス感染症の動向、サプライチェーンを通じた影響による下振れリスクが高まる可能性があります。このような情勢の下、当社はウレタン原料市況の高止まりに備え、戸建、建築物の両部門において受注価格の見直しを行い、業績の下振れリスクを抑えてまいります。その他の具体的な取組みは次のとおりです。

#### ① 戸建住宅向け断熱材

戸建市場では、省エネ性能を有する住宅ストックの形成を図ることを目的として「こどもみらい住宅支援事業(令和3年度補正予算)」制度が成立しました。本制度ではZEH(ゼロ・エネルギー・ハウス)に適合する省エネ新築住宅には、100万円/1戸の補助金が支給されます。そこで、当社は高気密・高断熱の「アクアフォームLITE(壁)」と「脱炭素」を促進するウレタンリサイクル品「アクアブロー(天井)」を組み合わせることでZEH(ゼロ・エネルギー・ハウス)基準に適合する断熱ソリューションを提供し増収を図ります。

#### ② 建築物向け断熱材

建築物市場では、新型コロナウイルス感染症の影響により工事計画の見直し、着工の遅れ等がありましたが、翌事業年度に工事が始まる見込みです。こうした状況の下、断熱・耐火の多工事化と施工力強化によって増収を図ります。なお、建築物市場において、ウレタン原料はサプライチェーンの混乱により供給タイト化が顕在化しておりますが、当社はこれまでも北米、中国、国内メーカーより分散調達を継続し調達価格の上昇を抑制しているうえ、供給ルートの多様化の取り組みにより、断熱工事に影響が出ないように努めております。

#### ③ 戸建・建築物向け防水材

当社は、2020年9月より、新製品「超速硬化防水アクアハジクン」をもって戸建、建築物の防水市場に参入しました。アクアハジクンはポリウレアを原料とした防水材で、超速硬化による短工期とリファレンスサービスライフ15年の長寿命性能を有するうえ、建築基準法に定める飛び火認定を取得しております。飛び火認定とは、火災時の延焼防止を目的としたもので防火・準防火地域の住宅・建築物の屋根、ベランダ、バルコニーの防水工事に適用されるものです。戸建向けでは屋根、バルコニーなどの防水工事に需要があり、大手共同住宅建設会社から共用廊下、ベランダなどに引き合いを受けております。建築物向けでも需要のすそ野は広く工場や鉄道駅舎の屋根やマンションの屋上、立体駐車場のスロープ向けなど新築及び改修物件に販売をしており今後も施工力強化によって増収を図ります。

#### ④ 環境(脱炭素)への取組み新規投資について

当社は環境省広域認定制度 (認定番号第253号)の下、施工現場からウレタン端材を回収し、ブローイング断熱材として再製品化することで産廃処理で発生するCO₂排出量を削減しております。ウレタン断熱材の再利用とCO₂削減の更なる強化に向けた取り組みを進めるにあたり、次のとおりリサイクル工場を新たに設置しました。

- (イ) 2021年9月、仙台営業所(仙台市宮城野区)敷地内に仙台リサイクル工場が完成10 月より拡張ラインが稼働開始しました。
- (ロ) 2021年9月、九州リサイクル工場にブローイング製造機械を設置し、10月より稼働を開始しました。

リサイクル工場が新たに稼働することにより、CO₂を年間で500 t 削減(前年度比+200 t 増)する見込みです。

#### ⑤ サステナビリティへの取組み

サステナビリティについての取り組みですが、当社は経営理念を「人と地球にやさしい住環境を創ることで社会に貢献」とし、ビジョンとして「我々は、断熱技術の革新によりエネルギー総需要を削減し、地球温暖化防止対策と同時に、人々の健康で快適な生活を実現するために存在している」と定めております。「アクアフォーム」をはじめとする断熱・遮熱部材は、社会や人々の生活、地球環境になくてはならないものであり、住宅省エネ性能を向上する高気密・高断熱の「アクアフォーム」を普及させることによって住宅のCO2排出量(エネルギー消費量)を削減し、省エネルギー住宅を実現してまいります。また、脱炭素を促進するウレタンリサイクルに取り組むことで、住む人の健康・快適で幸せな暮らしを支え、CO2を排出せず地球に優しい再生可能エネルギーで賄える社会を実現させることを目標としております。

#### ⑥ 「施工力」増強への取組み

当社の成長エンジンは「施工力」であり、工事体制の整備及び増強することが戸建、建築、防水部門共通の経営課題であります。そこで、昨年来より、当社は認定施工店が抱える課題を解決するための支援、バックアップ、フォローアップ政策を行ってまいりました。具体的な政策は次のとおりであります。

- (イ) 職人不足の解消のための支援、バックアップ
- (ロ) ウレタン原料ストックのための防火倉庫を賃貸
- (ハ) 吹付機械、施工用トラック車両の譲渡による設備支援

#### (6) 財産及び損益の状況の推移

	×	-	分	第15期 2018年度	第16期 2019年度	第17期 2020年度	第18期 2021年度
売	上		高(千円)	19,417,166	21,366,509	21,872,218	23,903,421
経	常	利	益(千円)	764,693	1,909,431	1,911,938	1,429,232
当	期 純	利	益(千円)	489,374	1,275,023	1,342,695	953,802
1 :	株当たり	当期:	純利益(円)	15.19	39.50	41.57	29.52
総	資	産	額(千円)	14,381,771	15,379,153	16,021,943	18,279,278
純	資	産	額(千円)	5,885,216	6,843,033	7,638,279	7,951,431
1	株当たり	ノ純 資	〕産額(円)	182.36	211.88	236.46	246.09

#### (7) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容	事業上 の関係
株式会社ヒノキヤグループ	389百万円	50.9%	グループ経営戦略の 企画・立案及びグル ープ会社の経営管 理・監督、グループ 共通業務等	_
株式会社ヤマダホールディングス	71,077百万円	(50.9%)	傘下グループ会社の 経営管理及びそれに 付帯する業務	_

- (注) 出資比率の(内書) は間接所有の割合であります。
  - ② 親会社等との取引に関する事項

株式会社ヒノキヤグループ及び株式会社ヤマダホールディングスと当社との間には、当社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等は締結しておらず、事業活動を行う上での承認事項等、同社等との関係で当社の重要な財務及び事業の方針に特段の制約はありません。

③ 子会社の状況

当社は海外子会社1社を有しておりますが、重要性が低いため、連結対象とはしておりません。

#### (8) 主要な事業内容(2021年12月31日現在)

- ① 戸建・建築物向け断熱材(吹付硬質ウレタンフォーム)の開発・販売・施工
- ② 環境省産業廃棄物広域認定制度資源リサイクルブローイング断熱材の製造・販売・施工
- ③ 戸建・建築物向け防水材の開発・販売・施工

#### (9) 主要な営業所及び事業所(2021年12月31日現在)

名称	所在地
本社	東京都港区
西日本事務センター	大阪府大阪市西区
青森営業所	青森県青森市
秋田営業所	秋田県秋田市
仙台営業所	宮城県仙台市宮城野区
新潟営業所	新潟県新潟市東区
埼玉営業所	埼玉県さいたま市桜区
神奈川営業所	神奈川県厚木市
名古屋営業所	愛知県名古屋市港区
松本営業所	長野県松本市
金沢営業所	石川県金沢市
大阪営業所	大阪府大阪市住之江区
岡山営業所	岡山県岡山市北区
鳥栖営業所	佐賀県鳥栖市
テクニカルセンター	神奈川県横浜市緑区
仙台リサイクル工場	宮城県仙台市宮城野区
九州リサイクル工場	福岡県筑後市

# (10) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

従 業 員 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名 名	名減	歳	年 00
438	49	36.02	5.00

- (注) 1.従業員数は就業人員であり臨時従業員数(パートタイマー、契約社員)が含まれております。
  - 2.従業員の減少には、海外技能実習生の帰国による減少が含まれております。

# (11) 主要な借入先 (2021年12月31日現在)

				借	入	先					借入金残高(千円)
(株)	Ξ	1	菱	U		F	V	J	銀	行	551,000
(株)	Ξ	=	井		住		友	Į.	退	行	523,000
(株)		み		<b>す</b> "		ほ		銀		行	506,000
(株)	埼	-	<u>F</u>	W		そ	15	ij.	銀	行	500,000
(株)		千			葉			銀		行	500,000
(株)		武		蔵		野		銀		行	236,000
(株)	第	5	兀		北		越	Į.	退	行	160,000
$\Box$	本	生	命	保	ß	矣	相	互	会	社	66,600
(株)		横			浜			銀		行	62,000
Ξ	井	住	カ	灵	信	託	;	銀	行	(株)	62,000

# (12) その他会社の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

#### 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 80.000.000株

(2) 発行済株式の総数 34,760,000株 (自己株式 2,449,128株を除く)

(3) 株主数 3,034名

(4) 大株主 (発行済株式の総数 (自己株式を除く) に対する株式の保有割合の高い上位10名の 大株主)

株 主 名	持 株 数	持株比率
株式会社ヒノキヤグループ	株 17,700,000	54.8
   中 村 文 隆	2,004,800	6.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信 託 □)	1,918,700	5.9
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	976,800	3.0
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 381572	902,300	2.8
KIA FUND 136	785,600	2.4
Goldman Sachs Bank Europe SE, Luxembourg Branch	717,100	2.2
GOVERNMENT OF NORWAY	677,000	2.1
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NONTREATY	598,400	1.9
AEGON CUSTORY BV RE MM EQUITY SMALLCAPFUND	396,900	1.2

- (注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式 (2,449,128株) を控除して計算しております。
- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。当社は、当社の社外取締役を 除く取締役に対して、株式の保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値 の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬(RS)制度を導入しております。
  - ・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式の種類及び株式数(株)	交付対象者数(名)
取締役(社外取締役を除く)	当社普通株式 8,500	3
社外取締役	_	_
監査役	_	_

(6) その他株式に関する重要な事項 該当事項はありません。

#### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況 該当事項はありません。
- (2) 当事業年度に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況 該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位及び担当	氏			名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	中	村	文	隆	Aquafoam Asia Associates 代表取締役
専務取締役(管理本部担当)	村	上	友	香	
取締役 (開発本部担当)	江	Ш		弘	Aguafoam Asia Associates 取締役
取締役	土	谷	忠	彦	
取締役	柗	$\blacksquare$	由	貴	サンライズ法律事務所パートナー 日本弁護士連合会事務次長 ㈱アズ企画設計 社外取締役
取締役	樋		尚	文	樋□公認会計士事務所代表 日本紙パルプ商事㈱社外監査役 東北大学会計大学院教授
常勤監査役	玉	神	順	_	
監査役	中	西	勇	助	
監査役	仁	科	秀	隆	中村・角田・松本法律事務所パートナー (㈱キタムラ・ホールディングス 社外取締役 (監査等委員) バリオセキュア(株) 社外監査役
監査役	近	藤		弘	㈱クリフィックスFAS代表取締役

- (注) 1 取締役土谷忠彦氏、柗田由貴氏及び樋口尚文氏は、社外取締役であります。土谷忠彦氏、柗田由貴氏及び樋口尚文氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
  - 2 監査役玉神順一氏、中西勇助氏、仁科秀隆氏及び近藤弘氏は、社外監査役であります。玉神順一氏、中西勇助氏、仁科秀隆氏及び近藤弘氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
  - 3 監査役近藤弘氏は、主に公認会計士として企業会計に関する経験と監査に関する幅広い知見を有しております。

- (2) 取締役及び監査役の報酬等に関する事項
  - ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項
    - (イ) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会の決議により定めております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該方針と整合していることや、報酬委員会の答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(ロ) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要

当社の取締役(独立社外取締役を除く。)の報酬は固定報酬、業績連動報酬等、譲渡制限付株式報酬の3種類で構成され、各々の個人別報酬は以下のとおり決定されます。

- (1) 固定報酬は取締役報酬内規に基づき、役位、経験年数、当社の業績及び業績寄与度 を軸に諸般の事情を考慮し支給するもので、取締役会の委任により、報酬委員会で 決定します。
- (2) 業績連動報酬等は業績(経常利益)を踏まえた上で、役位毎の基礎額と、業績寄与度を加味して(決算期末に)支給するもので、取締役会の委任により、報酬委員会で決定します。
- (3) 譲渡制限付株式報酬

当社企業業績へのインセンティブを与え、株主との利益共有を図ることを目的として、金銭債権を現物出資財産として給付するもので、役位、経験年数、当社の業績及び業績寄与度を軸に諸般の事情を考慮し、報酬委員会で審議の上、取締役会で決定します。

- (4) 各報酬の構成割合は、中長期的な企業成長へ貢献し、かつ株主メリット・デメリットを共有するために、最も適切な支給割合とすることを方針とします。具体的な割合については取締役会の委任により、報酬委員会で決定します。
- (5) 報酬を与える時期・条件に関する方針 各報酬別に下記のとおりとします。
  - · 固定報酬 毎月
  - ・業績連動報酬等 1月
  - ・譲渡制限付株式報酬 4月

なお、独立社外取締役の報酬等は、各独立社外取締役の職責を反映したものとし、かつ、 株式関連報酬、業績連動型の要素が含まれないものとしております。本方針に従い、報酬 委員会で審議されたうえで、報酬委員会からの答申に基づき取締役会で決定します。また、 監査役の報酬は、監査役の協議において決定します。

- (ハ) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項
- 取締役(独立社外取締役を除く。)の固定報酬及び業績連動報酬等については、報酬の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、中村文隆代表取締役、村上友香専務取締役、土谷忠彦社外取締役、柗田由貴社外取締役及び樋口尚文社外取締役から構成される報酬委員会が取締役会の委任を受けて決定しております。報酬委員会については、その権限が適切に行使されるようにするための措置として、委員の過半数を社外取締役としているほか、常勤監査役がオブザーバーとして出席可能であり、また、報酬委員会が必要と認めたときは、報酬委員及び常勤監査役以外の者を報酬委員会に出席させ、その意見又は説明を求めることができることとしております。
- ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬額については、2017年3月28日開催の第13回定時株主総会において、年額3億円以内(うち、社外取締役分2千万円。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。)と決議されております。当該決議時点の対象となる取締役の員数は10名(うち社外取締役2名)です。監査役の報酬限度額は、2013年3月29日開催の第9回定時株主総会において年額3千万円以内と決議されております。当該決議時点の対象となる監査役の員数は3名(うち社外監査役3名)です。

上記の報酬枠とは別枠にて、取締役の株式報酬制度として、2019年3月27日開催の第15回定時株主総会において譲渡制限付株式制度の導入が決議されております。当該決議時点の対象となる取締役の員数は4名です。その総額は、企業価値向上へのインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との利益共有を図ることを目的とすることを踏まえ相当と考えられる金額として年額7千万円以内と決議されております。

#### ③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

W.B.C.A	報酬等の総額	報酬等の種	対象となる役員の		
役員区分	(千円)	固定報酬	業績連動 報酬等	株式報酬	· 員数 (名)
取締役	147,857	143,759	_	4,098	6
(うち社外取締役)	(12,896)	(12,896)	(—)	(—)	(3)
監査役	18,338	18,338	_		4
(うち社外監査役)	(18,338)	(18,338)	(—)		(4)

- (注) 1.株式報酬の内容は、譲渡制限付株式報酬 (RS)であります。当事業年度における交付状況は、上記
- 2(5)をご参照ください。また、当該交付に際しての条件等については、上記4(2)①をご参照ください。
  - 2.取締役の支給額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。

#### (3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役樋口尚文氏の兼職先である日本紙パルプ商事㈱、東北大学会計大学院、社外取締役柗田由貴氏の兼職先である日本弁護士連合会、株式会社アズ企画設計、社外監査役仁科秀隆氏の兼職先である株式会社キタムラ・ホールディングス、バリオセキュア株式会社、及び社外監査役近藤弘氏の兼職先である株式会社クリフィックスFASは、当社と取引関係はありません。

#### ② 当事業年度における取締役会及び監査役会への出席状況(出席回数/開催回数)

区分	氏名	取締役会	監査役会
取締役	土谷忠彦	19回/19回(出席率100.0%)	_
取締役	松 田 由 貴	19回/19回(出席率100.0%)	_
取締役	樋 口 尚 文	19回/19回(出席率100.0%)	_
監査役	玉神順 一	19回/19回(出席率100.0%)	16回/16回(出席率100.0%)
監査役	中 西 勇 助	19回/19回(出席率100.0%)	16回/16回(出席率100.0%)
監査役	仁 科 秀 隆	19回/19回(出席率100.0%)	16回/16回(出席率100.0%)
監査役	近 藤 弘	19回/19回(出席率100.0%)	16回/16回(出席率100.0%)

#### ③ 当事業年度における主な活動状況

- (イ) 土谷忠彦氏は、社外取締役として、経営陣・支配株主等から独立した客観的立場で、経営の方針や経営改善について経験豊富な経営者の知見に基づき、積極的に 発言をおこなっております。
- (ロ) 柗田由貴氏は、社外取締役として、経営陣・支配株主等から独立した客観的立場で、主に弁護士としての専門的な知見に基づき、積極的に発言を行っております。
- (ハ) 樋口尚文氏は、社外取締役として経営陣・支配株主等から独立した客観的立場で、 主に公認会計士として企業会計に関する豊かな専門知識と監査に関する幅広い知見 や経験等に基づき、経営の方針や経営改善について積極的に発言を行っておりま す。
- (二) 玉神順一氏は、社外監査役として、経営陣・支配株主等から独立した客観的立場で、経営の方針や経営改善について、監査的見地から積極的に発言を行っております。
- (ホ) 中西勇助氏は、社外監査役として、経営陣・支配株主等から独立した客観的立場で、他社で長年経営に携わった経験と知見から積極的に発言を行っております。
- (へ) 仁科秀隆氏は、社外監査役として、経営陣・支配株主等から独立した客観的立場で、主に弁護士としての専門的な知見に基づき、積極的に発言を行っております。
- (ト)近藤弘氏は、社外監査役として、経営陣・支配株主等から独立した客観的立場で、 主に公認会計士として企業会計に関する豊かな経験と監査に関する幅広い知見に基 づき、積極的に発言を行っております。

#### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償請求責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結することができる旨を定款に定めており、現在、当社の取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び各監査役は当該責任限定契約を締結しております。

#### (5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険により、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する訴訟費用及び損害賠償金を填補することとしており、その内容は次のとおりであります。

- ①被保険者の範囲
  - 当社の取締役、監査役及び執行役員の全員
- ②被保険者の実質的保険料負担割合。 保険料は、全額当社が負担しております。
- ③填補対象となる保険事故の概況 被保険者個人が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、損害賠償請求が なされたことにより役員個人が被る損害。
- ④役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置内容 役員等が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補 されないなど、一定の免責事中があります。

#### 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

(注) 2021年3月25日開催の第17回定時株主総会において有限責任あずさ監査法人が選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは退任いたしました。

(2) 報酬等の額及び当該報酬について監査役会が同意した理由

	有限責任あずさ 監査法人	有限責任監査法人 トーマツ	支払額合計
① 当事業年度に係る会計監査人と しての報酬等	30,500千円	1,000千円	31,500千円
② 当社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	30,500千円	1,000千円	31,500千円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査 の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額にはこれらの合計額 を含めて記載しております。
- ③ 監査役会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認の上、報酬等を同意しております。
- (3) 非監査業務の内容 該当事項はありません。
- (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意を得て、監査役会が会計監査人を解任します。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会が会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会が当該議案を株主総会に付議します。

#### 6. 会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社の業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、企業理念、定款、株主総会決議、取締役会規則及び事業計画に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督いたしております。

取締役及び代表取締役は、取締役会で決定した役割に基づき職務権限規程その他社内規則に従い当社の業務を遂行するとともに、毎月1回以上開催される取締役会において業務執行の状況を報告しております。

監査役は、法令の定める権限に基づき監査を実施するとともに内部監査担当部署及び監査 法人と連携して、監査役会規則及び監査計画書に従い、取締役の職務執行の適法性について 監査を実施しております。

また、経理規程その他の社内規則に従い会計基準その他の関連する諸法令を順守し、財務報告の適正性を確保するための体制を整えております。

使用人の職務の執行については、代表取締役が各部門会議等に積極的に参加し、コンプライアンスや当社を取り巻くリスクとその管理について把握し、その対応のために必要と考えられる体制を整備いたしております。監査役による監査に加え、代表取締役社長の指示による内部監査を充実させ、定期的に事業活動の適法性、適正性の検証をするための体制を強化しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報及び使用人の業務全般に係る情報については、文書取扱規程の保存区分に応じて適切かつ検索ができる状態にて保存・管理します。これらの保存・管理された文書は、取締役及び監査役から要請があれば容易に閲覧可能な状況であることを維持します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門の取締役及び使用人は、定期的にそれぞれの部門に内在するリスクの洗い出しを行い、リスクを把握、分析、評価したうえで定期的にリスク管理の状況を取締役会に報告します。

(4) 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社取締役、執行役員、各部長及び子会社の社長は各部門及び子会社の業務執行の適正を確保するための体制の確立と運用の権限と責任を有します。法令順守体制、リスク管理体制、情報の保存・管理体制及び効率的職務執行等について定められている社内規程及び子会社管理規程の定めるところに従い、当社取締役、執行役員、各部長及び子会社の社長は、業務の適正を確保するための体制整備・運用を行います。

当社の内部監査担当部署は、当社及び子会社の職務執行の状況を監査し、企業集団における業務の適正の確保に寄与します。

- (5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 社内規程に基づく職務分掌、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務 の執行が行われる体制を整備しております。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する 体制と当該使用人の取締役会からの独立性に関する事項

監査役がその職務を一時的に補助するための使用人を置くことを求めた場合には、監査役補助者を設置することができる体制を確保しております。監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとします。なお、監査役の職務を一定期間補助するための使用人を任命した場合は、当該使用人の異動・業績評価等人事権に係る事項の決定に関しては、取締役会からの独立性を確保するため、監査役の事前の同意を必要とします。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社の実務又は業務に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとします。前記に拘わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができます。また、監査役は必要に応じて、代表取締役、内部監査担当部署、監査法人と意見交換を行います。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行に 係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用又は債務を処理します。

(9) 監査役に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社の実務又は業務に影響を与える重要な事項について監査役に都 度報告するものとします。また、監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由と して不利益な取扱いを受けないことを確保する体制を採っております。

(10)財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性・適正性を確保するために財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築・維持・向上を図ります。監査役及び内部監査担当部署は、財務報告とその内部統制の整備・運用状況を監視・検証し、必要に応じてその改善策を取締役会に報告します。

(11)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

反社会的勢力との関係の遮断を企業防衛の観点より必要不可欠であると考え、市民生活の 秩序に脅威を与える団体や個人による不当な要求等に応じたりすることのないように取り組 みの強化を図ります。社内規則では、反社会的勢力対策規程を制定し従業員個人及び会社と しての反社会的勢力との関係遮断について明文化し社員教育を行うとともに、必要に応じて 外部の専門家に意見を求めることができる体制を整えます。

#### 7. 会社の業務の適正を確保するための体制に関する運用状況

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度(2021年1月1日から2021年12月31日まで)において、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は19回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席致しました。その他、監査役会は16回、社外役員懇談会は12回開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及びその他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び各営業所の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。内部監査の結果については取締役会に報告しております。
- ④ 当社は「コンプライアンス委員会」を2015年10月にスタートさせ、当事業年度においては6回開催し、法令、社内規程等の遵守状況を審議したうえで、必要に応じてコンプライアンス体制を見直しました。また、「安全リスク管理委員会」を同じく2015年10月にスタートさせ、当事業年度においては6回開催し、職場の安全衛生や品質管理に関するリスク管理体制を見直しました。

(以上の事業報告における記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。 なお、小数点及び百分比につきましては、表示単位未満を四捨五入しております。

# 貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 音	В	負債の部
科目	金額	科目金額
流動資産	13,591,180	流 動 負 債 10,166,719
現金及び預金	1,926,921	買 掛 金 6,055,946
受 取 手 形	1,153,530	短 期 借 入 金 3,100,000
売 掛 金	5,793,226	1年内返済予定の長期借入金 33,400
商品	233,672	リ ー ス 債 務 37,866
仕 掛 品	89,907	未 払 金 262,363
原材料及び貯蔵品	628,382	未 払 費 用 187,685
前渡金	42,737	未 払 法 人 税 等 254,804
前 払 費 用	52,727	未 払 消 費 税 等
未 収 入 金 そ の 他	3,686,345	前 受 金 41,171
その他	17,523	預 り 金 27,615
貸 倒 引 当 金	△33,794	賞 与 引 当 金 21,738
固 定 資 産	4,688,097	そ の 他 100,863
有 形 固 定 資 産	4,263,394	固 定 負 債 161,127
建物物	2,209,592	長期借入金 33,200
構築物	198,518	リース債務 80,245
機械及び装置	133,626	資 産 除 去 債 務 39,314
車両運搬具	6,692	そ の 他 8,367
工具、器具及び備品	26,728	3,551
土地	1,611,699	
リース資産	76,537	負 債 合 計 10,327,846
無 形 固 定 資 産	111,501	純 資 産 の 部
借地大量	15,000	株 主 資 本 7,951,415
ソフトウェア	48,677	資 本 金 1,903,649
リース資産	47,564	資 本 剰 余 金 1,885,037
その他	259	資本準備金 1,883,649
投資その他の資産	313,202	その他資本剰余金 1,388
投資有価証券	1,676	利 益 剰 余 金 5,367,699
関係会社株式	16,988	その他利益剰余金 5,367,699
出資金	560	繰越利益剰余金 5,367,699
従業員に対する長期貸付金	2,229	自 己 株 式 △1,204,971
長期前払費用	16,676	評価・換算差額等15
破産更生債権等	67,643	その他有価証券評価差額金 15
繰延 税 金 資 産	176,651	
敷 金 及 び 保 証 金	86,643	
その他	11,385	Adv. 300
貸 倒 引 当 金	△67,251	純 資 産 合 計 7,951,431
資 産 合 計	18,279,278	負債・純資産合計 18,279,278

# 損益計算書

(2021年1月1日から) (2021年12月31日まで)

(単位:千円)

	į	科					金	額
売		上		7	高			23,903,421
売	上		原	ſ	<b>T</b>			19,163,529
	売	上	総	7	則	益		4,739,891
販	売 費 及	びー	般 管	理	費			3,327,800
	営	業		利		益		1,412,091
営	業	外	収	i	益			
	受	取		利		息	20,800	
	受	取	保	険		金	12,416	
	業	務	受	託	ĺ	料	6,571	
	そ		$\mathcal{O}$			他	10,100	49,888
営	業	外	費	J	用			
	支	払		利		息	9,873	
	売	上		割		引	22,774	
	そ		$\mathcal{O}$			他	99	32,747
	経	常		利		益		1,429,232
特	別		利		益			
	固定		産	売	却	益	100	100
特	別		損		失			
	固 定		産	除	却	損	1,166	1,166
税	引前	当 期			益			1,428,165
	法人和	兑、 住	民 税	及び	事 業	税	476,475	
	法 人		等	調	整	額	△2,111	474,363
当	期	純	利	Ī	益			953,802

# 株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から) (2021年12月31日まで)

(単位:千円)

			資本剰余金		利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	自己株式	株主資本 合計
2021年1月1日残高	1,903,649	1,883,649	402	1,884,051	5,059,944	5,059,944	△1,209,153	7,638,492
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	-	-	-	-	△646,047	△646,047	_	△646,047
自己株式の処分	_	_	986	986	_	_	4,182	5,168
当期純利益	-	-	_	_	953,802	953,802	_	953,802
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	_	-	_	_	-	_	_
事業年度中の変動額合計	_		986	986	307,754	307,754	4,182	312,922
2021年12月31日残高	1,903,649	1,883,649	1,388	1,885,037	5,367,699	5,367,699	△1,204,971	7,951,415

	評価・換算		
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
2021年1月1日残高	△213	△213	7,638,279
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	ı	1	△646,047
自己株式の処分	_	_	5,168
当期純利益	_	_	953,802
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	229	229	229
事業年度中の変動額合計	229	229	313,151
2021年12月31日残高	15	15	7,951,431

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2022年2月24日

株式会社 日本アクア 取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮 木 直 哉業務執行計員

指定有限責任社員 公認会計士 福 島 力

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本アクアの2021年1月1日から2021年12月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に 係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には 当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、 実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する 注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査 人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合は その内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

#### 監査役会の監査報告書 謄本

#### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月25日

株式会社日本アクア 監査役会

常勤監査役 玉 神 順 一 印

監査役中西勇助印

監査役仁科秀降印

監査役近藤 弘命

(注) 監査役玉神順一、中西勇助、仁科秀隆及び近藤弘は、会社法第2条第16号及び会社法第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 株主総会参考書類

#### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、企業体質の強化並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、1株につき20円とさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金20円 総額 646,217,440 円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日 2022年3月28日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

- 1. 変更の理由
  - 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する 改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に 備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - (1)変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - (2)変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
  - (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分です)

	(
現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし 提供) 第15条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総 会参考書類、事業報告、計算書類及び連結 計算書類に記載又は表示をすべき事項に係 る情報を、法務省令に定めるところに従い インターネットを利用する方法で開示する ことにより、株主に対して提供したものと みなすことができる。	<削除>
<新設>	(電子提供措置等) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
<新設>	( <u>附則</u> ) 1. 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)所則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。
<新設>	2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内 の日 (2023年2月末日) を株主総会の日とする 株主総会については、変更前定款第15条はなお 効力を有する。
<新設>	3. 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日 (2023年3月1日) 又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれ を削除する。

#### 第3号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役6名全員が任期満了となりますので、新たに取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号		氏	名		性別	当社における現在の地位及び担当	取締役 在任年数	取締役会 候補者属性 出席回数
1	なか	<sub>むら</sub> 村	ふみ 文	<sub>たか</sub> 隆	男性	代表取締役社長 Aquafoam Asia Associates 代表取締役	17年4ヶ月	19/19回 再任
2	むら <b>村</b>	かみ 上	友	香	女性	当社専務取締役 管理本部担当	13年1ヶ月	19/19回 再任
3	<sub>なが</sub> <b>永</b>	<i>fc</i>	かず <b>和</b>	<sup>ひさ</sup> 久	男性	上席執行役員 開発・テクニカル センター担当	1年	一/一回 新任
4	つち <u>十</u>	谷	ただ <b>中</b>	oz <b>彦</b>	男性	社外取締役	6年	19/19回 再任 社外 独立
5	お	だ 田	ip H	き貴	女性	社外取締役	5年	19/19回 再任 社外 独立
6	超	ぐち	お出	ふみ <b>文</b>	男性	社外取締役	2年	19/19回 再任 社外 独立

新 任 新任候補者 再任候補者 社外 社外取締役候補者 独 立 独立役員

(注) 新任取締役候補者である永田和久氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1	再任 中村文隆 (1968年6月24日生)	1990年 3月 (㈱シンコーホーム入社 1992年12月 (㈱イノアックコーポレーション入社 2001年 3月 フォーム断熱(㈱入社 2003年10月 BASF INOACポリウレタン(㈱入社 当社設立 代表取締役社長 (現任) 2016年 7月 Aquafoam Asia Associates 代表取締役 (現任) 「取締役候補者とした理由」中村文隆氏は、2004年当社の創業以来、強いリーダーシップを発揮して、当社経営の指揮・統括を行っております。今後も当社の重要事項の決定及び業務執行の監督といった取締役の役割を十分果たし、当社の持続的な成長・企業価値向上に貢献することができる人材と判断し、取締役候補者としました。	2,004,800株
2	再任 村 上 友 香 (1967年3月13日生)	1987年 4月 衆議院議員事務所入所 1993年 9月 (㈱セントラルホームズ入社 2004年12月 当社入社 総務部長 2009年 2月 当社取締役総務部長 2012年 8月 当社専務取締役 2013年 3月 当社専務取締役 (現任) 【取締役候補者とした理由】 村上友香氏は、法務・人事総務での豊富な経験を有し、当社事業の管理面の向上に貢献しております。今後も当社の重要事項の決定及び業務執行の監督といった取締役の役割を十分に果たし、当社の持続的な成長・企業価値の向上に貢献することができる人材と判断し、取締役候補者としました。	279,800株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
	新任	1992年 4 月 日清紡ケミカル㈱入社 2012年 9 月 NEDO (独立行政法人新エネルギー産業技術総合開発機構)出向 2016年 3 月 当社入社 原料開発部長 2017年 3 月 当社原料開発本部 本部長 2018年 3 月 当社取締役 2019年 3 月 当社執行役員テクニカルセンター長 2022年 1 月 当社上席執行役員開発部・テクニカルセンター(現任)	
3	家 田 和 久 (1966年7月1日生)	【取締役候補者とした理由】 永田和久氏は、当社に入社以来、主としてウレタン原料開発 業務に携わり、現場に精通した豊富な経験・知識と深い専門 能力を有するとともに、当社取締役及び執行役員としての任 務を通じて経営に関する十分な知見を有しております。今後 も当社の重要事項の決定及び業務執行の監督といった取締役 の役割を十分に果たし、当社の持続的な成長・企業価値向上 に貢献することができる人材と判断し、取締役候補者としま した。	6,300株
		2001年 1 月 (㈱ダイエー取締役IR広報室長 2003年 5 月 同社常務取締役販売統括 2005年 6 月 (㈱イチケン取締役、専務執行役員 (管理本部長) 2011年 5 月 同社代表取締役社長、社長執行役員 2015年 6 月 同社相談役 2016年 3 月 当社取締役(現任)	
4	再任 社外 独立	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等】 土谷忠彦氏は、長年にわたり株式会社イチケンの代表取締役 社長を務められ、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を もって組織を運営してこられました。当社社外取締役就任後 は、その豊富で多様な知見を活かし当社経営に対して有益な ご意見やご指導をいただいております。 取締役として求められる高い倫理観、的確な判断力と理解 力に加え、当社の持続的な成長と企業価値の向上を促進する のに必要な経験及び見識を有しておられるため、社外取締役 としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外取 締役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外取締役就 任期間は本総会終結の時をもって6年となります。	10,000株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
5	再任 社外 独立 *A 田 由 貴 (1977年4月17日生)	2004年 4月 最高裁判所司法研修所入所 2005年10月 最高裁判所司法研修所卒業 弁護士登録 (現任) 2016年 1月 サンライズ法律事務所所属 (現任) 2017年 3月 当社取締役 (現任) 2017年 5月 ㈱アズ企画設計社外取締役 (現任) 2021年 2月 日本弁護士連合会事務次長 (現任) 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等】 柗田由貴氏は弁護士としての知識・経験が豊富であり、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。当社社外取締役就任後は、その豊富で多様な知見を活かし当社経営に対して有益なご意見やご指導をいただいております。	一株
		取締役として求められる高い倫理観、的確な判断力と理解力に加え、当社の持続的な成長と企業価値の向上を促進するのに必要な経験及び見識を有しておられるため、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。 なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって5年となります。  1997年10月 中央監査法人入所	
	再任 社外 独立	2001年 4 月 公認会計士登録(現任) 2007年 8 月 みずほ証券㈱入社 2009年 8 月 日本公認会計士協会入職 2012年 4 月 東北大学会計大学院 准教授 2013年 1 月 太陽有限責任監査法人入所 2016年 6 月 樋口公認会計士事務所設立代表(現任) 日本紙パルプ商事㈱社外監査役(現任) 2018年 4 月 東北大学会計大学院教授(現任) 2020年 3 月 当社取締役(現任)	
6	(1973年3月19日生)	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等】 樋口尚文氏は公認会計士として財務及び会計に関する知識・経験が豊富であり、また、東北大学会計大学院教授も務められており、これらの専門的な知識・経験と高い見識を有しています。当社社外取締役就任後は、その豊富で多様な知見を活かし当社経営に対して有益なご意見やご指導をいただいております。 取締役として求められる高い倫理観、的確な判断力と理解力に加え、当社の持続的な成長と企業価値の向上を促進するのに必要な経験及び見識を有しておられるため、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。	一株

- (注) 1 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 2 現在当社の取締役である各候補者の当社における地位及び担当は、事業報告「4.(1)取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。
  - 3 土谷忠彦氏、柗田由貴氏及び樋口尚文氏は社外取締役候補者であります。
  - 4 土谷忠彦氏、柗田由貴氏及び樋口尚文氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。土谷忠彦氏、柗田由貴氏及び樋口尚文氏が社外取締役に選任され就任した場合には、3氏を独立役員として届け出る予定であります。
  - 5 当社は土谷忠彦氏、柗田由貴氏及び樋口尚文氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。3氏の選任が承認された場合、当社は3氏との間において同契約を継続する予定であります。
  - 6 当社は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。各候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

#### 【保険契約の内容の概要】

- ①被保険者の実質的な保険料負担割合
- 保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はない。
- ②填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補する。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事中がある。

③役員等の職務の適正性が損なわれないための措置保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしている。

# 【ご参考】社外独立性判断基準

当社は、以下の社外独立性判断基準に掲げる事項全でに該当しない場合、独立性を満たしていると判断しております。

- ① 当社の親会社、兄弟会社、子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、使用人に過去 10年以内に就任したことがある者
- ② 当社を主要な取引先とする者(当社に対して製品若しくは役務を提供しており、その取引額が当該取引先の直近事業年度における年間連結総売上高の2%超に相当する金額となる取引先)の業務執行取締役、執行役、執行役員、使用人
- ③ 当社の主要な取引先(当社が製品若しくは役務を提供しており、その取引額が当社の直近事業年度における年間連結総売上高の2%超に相当する金額となる取引先)の業務執行取締役、執行役、執行役員、使用人
- ④ 当社の役員報酬以外にコンサルタント、会計専門家又は法律専門家として当社から年間 1,000万円以上の金銭その他財産上の利益を得ている者
- ⑤ 上記②~④までに過去3年以内に該当していた者
- ⑥ 上記①~⑤までに該当する者の二親等内の親族

以上

〈メーモー欄〉		

F X	· 欄〉		

# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区港南一丁目2番70号

品川シーズンテラスカンファレンス アネックス棟3F

電 話 03-6433-1905

交 通 品川駅 港南口より徒歩6分

京浜急行電鉄品川駅 高輪口より徒歩9分

